

# 衆議院外務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 13 日（水）、第 2 回の委員会が開かれました。

## 1 国際情勢に関する件

・上川外務大臣、村井内閣官房副長官、古賀内閣府副大臣、辻外務副大臣、鬼木防衛副大臣、高橋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）鈴木庸介君（立憲）、松原仁君（立憲）、末松義規君（立憲）、青柳仁士君（維教）、徳永久志君（維教）、穀田恵二君（共産）、吉良州司君（有志）、鈴木貴子君（自民）、上杉謙太郎君（自民）、金城泰邦君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 鈴木庸介君（立憲）

#### （1） アフリカ外交

ア 西サハラを含むアフリカ外交全般における日本と中国のアプローチの違いについての上川外務大臣の見解

イ いわゆる「サハラ・民主アラブ共和国」に対する日本の外交姿勢

ウ いわゆる「サハラ・民主アラブ共和国」に対する日本の外交チャンネルの有無

エ 西サハラ地域における資源アクセスに関する日本の姿勢

オ アフリカにおける日本独自のバランス外交の必要性についての上川外務大臣の見解

#### （2） ウクライナ戦争

ア ロシアにより占領中のウクライナ領土内で行われている「ロシアの大統領選挙」についての上川外務大臣の見解

イ 黒海穀物イニシアティブの概要と現在の黒海の状況

ウ ウクライナ産小麦を用いたソマリアへの食料支援とアフリカ、中東諸国への食料関連支援の状況

エ ウクライナからポーランドを通じて西ヨーロッパに穀物を輸出する「連帯レーン」についての政府の見解

オ ウクライナの農業に対して検討されている今後の政府の経済的・外交的なサポート

カ ウクライナ首都キーウの日本大使館の状況

キ ウクライナ復興を見据えた今後のキーウの日本大使館の体制整備の必要性

#### （3） インバウンド観光

ア フィリピン経済についての上川外務大臣の見解

イ フィリピンからの渡航における査証免除の検討状況

ウ 査証免除国出身者の短期滞在日数が合計 180 日間とされる根拠

エ 事実上の就労目的で短期滞在を繰り返す者に対するペナルティー等のルール整備の検討状況

### 松原仁君（立憲）

#### （1） 中国による我が国排他的経済水域（EEZ）内へのブイ設置

ア ブイ設置水域の施政権がアメリカに属していた時代における中国による当該水域領有権主張の有無

イ 昨年 11 月の日中首脳会談における岸田総理から習国家主席へのブイ撤去の要請

ウ 総理からの要請にもかかわらずブイの撤去がなされていないことに対する上川外務大臣の所見

エ 中国によるブイの設置を正当化する国際法上の根拠の有無

オ 南シナ海に関する比中仲裁判断を受け入れない中国の対応に対する上川外務大臣の所見

カ 我が国がブイを回収できない理由

キ ブイの撤去に関して具体的な行動をとる必要性

(2) 韓国徴用工問題

ア 日立造船が納付した供託金が原告側に支払われたことに対する上川外務大臣の所見

イ 日本企業への損害賠償の支払いを命じた韓国大法院の判決に関して国際司法裁判所等に提訴することについての上川外務大臣の所見

ウ 原告に支払われた供託金分の金銭について日立造船への返却を求めるために政府として韓国政府と協議する必要性

エ 日韓関係の課題解決に向けた具体的な政府の行動の有無

(3) 北朝鮮による拉致問題

ア 一般論として拉致問題の解決時に国交回復に関する議論が進展する可能性

イ 政府認定の拉致被害者のうち帰国できていないものについては戻らない合理的な理由の説明を北朝鮮側に求める必要性

ウ 拉致被害者8名死亡という北朝鮮の主張を鵜呑みにしてしまった2002年の失敗を繰り返さないための上川外務大臣の決意

**末松義規君（立憲）**

(1) 各国の国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）への支援停止に伴い餓死者が増えているガザの現状に対する上川外務大臣の認識

(2) 我が国がUNRWA職員のテロ関与疑惑に関する調査結果を待たずにUNRWAへの支援を停止した理由

(3) 国連による調査終了の見通し及び我が国のUNRWAへの支援再開の見通し

(4) 調査に積極的に協力するとした予算委員会での上川外務大臣答弁の具体的な内容

(5) 海上輸送によるガザへの人道支援物資搬入を我が国も行う必要性

(6) 飢餓状態にあるガザの人々を我が国で受け入れることについての上川外務大臣の所見

**青柳仁士君（維教）**

(1) ICC所長に選出された赤根智子氏の身辺安全確保の必要性について上川外務大臣の見解

(2) 防衛装備品移転三原則の運用指針により第三国への完成品輸出ができない我が国の現状に関する政府の認識

(3) セキュリティクリアランス導入後の社会像としての付与人数についての政府の想定

(4) セキュリティクリアランスに関する政策を進めた後に我が国がファイブアイズに参加する可能性

(5) 国家安全保障上の懸念が指摘されるT i k T o kに関する政府の認識及び規制の可能性

(5) 中国による我が国E E Z内へのブイ設置について強制撤去等の具体的措置を早期に行う必要性

(6) 本年3月に開催されるI P U総会において提出予定の国連安保理改革に関する動議に対する上川外務大臣の受け止め

(7) ミャンマー民主派NGOへの直接的な人道支援及び我が国政府と民主派組織との正式な対話の場の拡充に関する要望に対する上川外務大臣の受け止め

(8) 国際機関に拠出した資金の用途についてモニタリングを強化する必要性

**徳永久志君（維教）**

(1) 2011年のニュージーランド地震

ア 王立事故調査委員会による調査結果及び被災者家族への対応

イ 毎年追悼式典を行うニュージーランド政府に対し日本政府から感謝の念を伝える必要性

(2) 第 213 回国会における外交演説

- ア グローバルサウスとの連携を阻害しないよう、外交演説等において「普遍的価値」という文言を用いなくなったとの推察に対する上川外務大臣の見解
- イ 外交演説において「法治主義」「国際法」ではなく「法の支配」という文言を繰り返し用いた真意
- ウ 昨年 11 月の日中首脳会談において再確認され、外交演説においても言及された中国との「戦略的互恵関係」という文言が、ここ数年間用いられなかった理由

**穀田恵二君（共産）**

ガザ地区の情勢

- ア イスラエルがガザ地区南部ラファへの本格的な地上侵攻作戦を強行する姿勢を見せている重大局面に対する上川外務大臣の認識
- イ EUをはじめとする各国がラファへの軍事作戦中止を求める中で我が国もこの軍事作戦に反対する姿勢を明確にすべきとの意見に対する上川外務大臣の見解
- ウ 子供を含む無辜の民間人が過密状態にある場所に対して行う無差別攻撃は国際人道法に違反するとの意見に対する上川外務大臣の見解
- エ 本年 1 月に国際司法裁判所（ICJ）が発出したジェノサイドを防ぐための暫定措置に従ってイスラエルは直ちに無差別攻撃をやめるべきであるとの意見に対する上川外務大臣の見解
- オ イスラエル支援を継続する米国に対する上川外務大臣の見解
- カ ロシアのウクライナ侵略を批判する一方でイスラエルのガザ地区攻撃を擁護する米国の二重基準が国際社会の結束の障害となっているとの意見に対する上川外務大臣の見解
- キ UNRWAへの資金拠出を再開すべきとの意見に対する上川外務大臣の見解
- ク UNRWAへの資金拠出停止は、人道的な支援提供を確保するために迅速で効果的な措置を取ることを求める ICJ の暫定措置命令に反するとの意見に対する上川外務大臣の見解

**吉良州司君（有志）**

- (1) ガザ地区の情勢に関し停戦に向けた取組を日本外交として取り上げない理由及びイスラエルの行動を止めるため即時停戦を米国に働きかける必要性
- (2) グローバルサウスの国々を重視した外交を展開するため米国等に追従する外交方針を見直す必要性
- (3) 外交で我が国の国力を示すとともに在外大使館職員の待遇を向上するため円安政策を見直す必要性

**鈴木貴子君（自民）**

- (1) TICAD 9 に向け取組の進捗の確認や意見交換を行うため事前に会合を開催する必要性
- (2) アフリカの保健医療体制の発展に向けて現地で医薬品を製造するための技術協力などアフリカが対外依存に陥らない支援を実施する必要性
- (3) 民間企業と共同してアフリカを支援する必要性
- (4) 外務省若手職員の離職を減らすため出産や子育てなどのライフイベントに応じた弾力的な人員配置を行う必要性

**上杉謙太郎（自民）**

- (1) ALPS 処理水の海洋放出に対し各国から理解が得られるよう説明を尽くす必要性
- (2) 太平洋島サミットで我が国が防災教育に関する分野を主導する必要性
- (3) 中国及び韓国における日本産食品の輸入規制が撤廃されるとともに我が国の食品輸出が増加するよ

う外交において努力する必要性

**金城泰邦（公明）**

（１） ガザ地区の情勢

ア UNRWAに対する資金拠出の早期再開を検討する必要性

イ ガザ地区への搬入物資の制限基準を公表するようイスラエルに要請する必要性

ウ イスラエルに対しガザ地区内の重症患者の移送を求めるとともに我が国での重症患者受入れに向けた体制を整備する必要性

エ 停戦に向けて関係各国に働きかける必要性

（２） 我が国の食料の安定供給を確保するためにODAによる農業支援を戦略的に実施する必要性

**2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）**

・上川外務大臣から趣旨の説明を聴取しました。